

大市民 6 4 2 号  
平成 26 年 11 月 28 日

公益財団法人 大阪人権博物館  
理事長 成山 治彦 様

大阪市市民局長  
谷川 友彦

大阪人権博物館の敷地として使用されている市有地について

貴法人におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。

日頃から、大阪市の人権行政に対しまして、ご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、貴法人が大阪人権博物館の敷地として使用されている別紙記載の市有地(以下「本件土地」といいます。)の使用貸借については、平成 26 年 4 月 1 日付けで貴法人と締結した「市有財産使用貸借契約」に基づく使用貸借期間が平成 27 年 3 月末日をもって終了いたしますが、本市といたしましては、同契約は更新しないことといたしました。

仮に、貴法人において引き続き本件土地を借り受ける意向がございましたら、下記の条件で貴法人との間で新たな賃貸借契約を締結することを検討させていただきます。

つきましては、新たな賃貸借契約締結の意思の有無につきまして、平成 26 年 12 月 22 日(月)までに文書にて回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、同日までに文書による回答をいただけない場合には、貴法人において契約締結の意思はないものとして、本市において必要な手続を進めさせていただく旨、念のため申し添えさせていただきます。

記

- 1 契約は、10 年の契約期間となる事業用定期借地契約とすること。
- 2 土地賃貸料の額は、土地の価値に着目した不動産鑑定書を徴し、大阪市財産規則所定の手続きを経たうえで、決定された額とすること。
- 3 契約保証金として、6 か月分の土地賃貸料相当額を本市に支払うこと。ただし、当該契約保証金は、土地賃貸料の不払いその他の事由がない限り、契約終了後に利息を付さずに返還するものとする。
- 4 今後 10 年間の土地賃貸料を遅滞なく支払うことができる安定した運営ができる財務状況であると本市において認められること。

以上